

山梨県「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議」(以下「有識者会議」)

という。) の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 有識者会議では、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)及び学びの多様化学校に関する

次のことについて意見を聴取する。

(1) 設置主体及び設置形態に関すること

(2) 目指す学校像に関すること

(3) 入学者の受入れに関すること

(4) 開校時期に関すること

(5) その他設置準備に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、学識経験者、教育行政関係者、学校関係者及び関係団体等の代表者から、

山梨県教育委員会教育長が依頼した委員をもって構成する。

(委員選任についての基本的な考え方)

第4条 有識者会議の委員は、専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は県民の意見の反映

等の機能が十分發揮されるよう幅広い分野から選任するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和7年6月13日(第1回有識者会議開催日)から令和8年3月31日

までとする。

2 任期中に委員の交代があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第6条 有識者会議に座長を置く。

2 座長は、有識者会議に関する事務を処理し、有識者会議を代表する。

3 座長は、有識者会議の進行を行う。

4 座長は、委員が互選する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 次の各号に掲げる事項について、有識者会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 個個人に関する情報を取り扱うことにより個人の権利利益を害するおそれのあること。

(2) その他座長が必要と判断したこと。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、山梨県教育庁総務課教育企画室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項については、座長が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。